

(別紙1)

安心・安全なまちづくり活動公募配分要綱

社会福祉法人長野県共同募金会

1 趣 旨

近年、私たちが暮らす身近な地域で、地震や風水害などの災害や子どもたちが被害者となった痛ましい事件・事故が数多く発生している。

防災・防犯・治安といったテーマが、全国各地の安心・安全の暮らしづくりにとってキーワードとなっており、経済不安、老後の生活不安と並ぶ住民共通の生活不安の要因となっている。

そこで、長野県共同募金会（以下「本会」という。）では、共同募金運動60年記念全国共通配分テーマである「安心・安全なまちづくり支援～地域の安心・安全の暮らしを住民とともにつくる活動の支援」に呼応し、重点配分を定め、これらをテーマとした活動の普及・推進を通じて、地域における防災・防犯意識等の高まりとともに、日頃からの助け合いのネットワーク構築あるいは住民の自治力の形成をはじめとした地域福祉の裾野を広げる活動を資金面から支援することを目的として本配分要綱を制定する。

2 公募配分対象団体及び配分対象事業

次に掲げる団体が行う事業で、事業内容が住民に理解され、地域に貢献し社会的な評価が予想される次の事業とする。

- (1) 会の事業目的を明記した会則等を有する非営利の住民組織団体で、1年以上の活動実績を有する団体が行う事業で、市町村域内において、地域住民を対象として行う防災、防犯啓発・実施事業。ただし、県の連合体又は連盟組織における各地域組織等に位置づけられているものは除く。
- (2) 県・市町村社会福祉協議会が、県及び市町村域において、上記(1)の事業をサポートするための事業。
- (3) 保育所を運営する社会福祉法人が、防災、防犯を目的として行う施設整備事業。

3 公募申請

公募配分を希望するものは、公募期限の10日前までに申請事業の実施場所の市町村共同募金委員会（支会）（以下「共同募金委員会」という。）へ「安心・安全なまちづくり活動公募配分申請書」（様式1）を提出する。

- 2 共同募金委員会は、受け付けた申請書に「意見書」（様式2）を添付し、本会に提出する。ただし、県・市社会福祉協議会、保育所を運営する社会福祉法人は、直接本会に申請を行うものとする。

4 配分額

上記2.(1)に対する配分額は、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）とし、配分額は1団体20万円を限度とする。また、(2)、(3)については、配分対象事業に直接必要とする経費（管理運営費は対象外）の75%以内とし、配分額は1団体30万円を限度とする。

5 配分決定、交付請求、実施報告

配分決定、交付請求、実施報告等この要綱に定めのない事項については、本会配分規程による。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。